

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人茨城県西部医療機構就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (2) 職員兼務役員 職員を兼務する常勤の役員をいう。
- (3) 常勤役員 常勤の役員であって、職員兼務役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 常勤役員に報酬として、給料、医師業務手当（理事長のみ）、役員手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 非常勤役員に報酬として、非常勤役員手当を支給する。

3 職員兼務役員には、地方独立行政法人茨城県西部医療機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）又は地方独立行政法人茨城県西部医療機構医師給与規程（以下「医師給与規程」という。）の規定により計算される給与及び役員手当を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 職員兼務役員及び常勤役員の報酬（期末手当を除く。）は、職員の給与の支給日に支給し、期末手当は、職員の賞与の支給日に支給する。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、理事長が別に定める。

(報酬の支払方法)

第5条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、職員の例により当該金額を控除して支払う。

2 前項前段の規定にかかわらず、報酬は、役員の同意を得た場合又は役員が申し出た場合には、役員が指定する金融機関等の本人名義の口座に振込む方法により支払うことができる。

(給料)

第6条 常勤役員の給料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 950,000円
- (2) 副理事長 月額 750,000円
- (3) 理事 月額 650,000円

(医師業務手当)

第7条 理事長が診療に従事する場合には、医師業務手当として月額300,000円を支給する。

(役員手当)

第8条 常勤役員及び職員兼務役員に支給する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 200,000円
- (2) 副理事長 月額 100,000円
- (3) 理事 月額 50,000円

(通勤手当)

第9条 常勤役員の通勤手当の支給額及び支給方法については、給与規程又は医師給与規程の例による。

(期末手当)

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間において常勤役員として在職した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前1月以内に、退職し、若しくは解任され、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、若しくは解任され、又は死亡した日現在)において当該常勤役員が受けるべき給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

4 第2項に規定する期末手当の額を定めるに当たっては、設立団体の長が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による期末手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

5 常勤役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任された場合は、期末手当は支給しない。
（非常勤役員の報酬）

第11条 非常勤役員手当の額は、日額 30,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。
（退職手当）

第12条 常勤役員が退職（任期満了、解任又は死亡の場合を含む。）したときは、退職手当を支給する。当該退職手当の額は、退職時の給料の月額に常勤役員として勤務した期間を乗じて得た額とする。

2 前項の勤務期間の計算は、常勤役員に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数を12で除した数による。この場合において、その数に端数が生じたときは、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

3 非常勤役員には、退職手当は支給しない。

4 職員兼務役員が退職した時は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構職員退職金規程の規定により計算される退職手当を支給する。

5 常勤役員が法第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任された場合は、退職手当は支給しない。
（端数処理）

第13条 この規定により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（出張旅費）

第14条 役員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、地方独立行政法人茨城県西部医療機構旅費規程の例による。
（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。